

## 番号法第 29 条による行政機関個人情報保護法の読替え及び個人情報保護条例の対照表

&lt; ※ 情報提供等記録（番号法第 23 条）を除く &gt;

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 読替え前	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 読替え後	神戸市個人情報保護条例 現 行	「読替え」をふまえた本市の 対応（案）
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、法令に基づき、<u>場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 <u>行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</u></p> <p>三 <u>他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人</u></p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> (適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報<del>を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</del>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	<p>番号法第 29 条の読替規定の趣旨をふまえ、目的外利用が許容される例外事由を条例で厳格に限定することが求められる。</p>

<p>に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p>	<p>(適用除外)</p>	<p>(届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的</p> <p>(2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(5) 個人情報の収集方法</p> <p>(6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</p>	<p>読替え部分については改正の必要はないものと考える。</p> <p>(条例には、左記の読替え前に対応する総務大臣への通知に関する規定はない。また、地方公共団体が特定個人情報ファイルを保有するに際しては、特定個人情報保護評価書を特定個人情報保護委員会へ提出・公表することとなっているため)</p> <p>ただし、条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する特定個人情報」についても、条例上保護すべき情報に変わりはないことから、市長への届出、神戸市個人情報保護審議会への報告、目録の作成の対象とする。</p>
<p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、特定個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 個人情報ファイルの名称</p> <p>二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>三 個人情報ファイルの利用目的</p>	<p>(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、特定個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 特定個人情報ファイルの名称</p> <p>二 当該行政機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>三 特定個人情報ファイルの利用目的</p>	<p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的</p> <p>(2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(5) 個人情報の収集方法</p> <p>(6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</p>	<p>読替え部分については改正の必要はないものと考える。</p> <p>(条例には、左記の読替え前に対応する総務大臣への通知に関する規定はない。また、地方公共団体が特定個人情報ファイルを保有するに際しては、特定個人情報保護評価書を特定個人情報保護委員会へ提出・公表することとなっているため)</p> <p>ただし、条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する特定個人情報」についても、条例上保護すべき情報に変わりはないことから、市長への届出、神戸市個人情報保護審議会への報告、目録の作成の対象とする。</p>

<p>四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）</p> <p>五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法</p> <p>六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルに掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p>	<p>四 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）</p> <p>五 特定個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法</p> <p>六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルに掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p>	<p>(7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	
--	--	--	--

<p>十 その他政令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p> <p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>三 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>	<p>十 その他政令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる<b>特定個人情報</b>ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する<b>特定個人情報</b>ファイル</p> <p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する<b>特定個人情報</b>ファイル</p> <p>三 行政機関の職員又は職員であった者に係る<b>特定個人情報</b>ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員採用試験に関する<b>特定個人情報</b>ファイルを含む。）</p> <p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための<b>特定個人情報</b>ファイル</p> <p>五 前項の規定による通知に係る<b>特定個人情報</b>ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した<b>特定個人情報</b>ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>	
--	--	--

<p>六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル</p> <p>3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたと</p>	<p>もの</p> <p>六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する<b>特定</b>個人情報ファイル</p> <p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した<b>特定</b>個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する<b>特定</b>個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>九 本人の数が政令で定める数に満たない<b>特定</b>個人情報ファイル</p> <p>十 第三号から前号までに掲げる<b>特定</b>個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める<b>特定</b>個人情報ファイル</p> <p>十一 第二条第四項第二号に係る<b>特定</b>個人情報ファイル</p> <p>3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した<b>特定</b>個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその<b>特定</b>個人情報ファイルが前項第九号に該当するに</p>	<p>2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	
--	---	--	--

きは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

至ったときは、遅滞なく、特定個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を第4章に定める神戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。